

令和7年度 甲良町水道水質検査計画書



水質検査計画とは

水質検査は、水質基準に適合し、安全であることを保障するために不可欠であり、水道水の水質管理において中核をなすものである。

水質検査計画とは、水質検査の適正化を確保する為に、水質検査項目等を定めたものです。

水質検査計画内容

- 1 基本計画
- 2 水道事業の内容
- 3 水道の原水及び水道水の状況
- 4 検査地点
- 5 水質検査項目及び検査頻度
- 6 水質検査方法
- 7 臨時の水質検査
- 8 水質検査の公表
- 9 水質検査の精度と信頼性保証

1 基本的な方針

- (1) 検査地点は、水質基準が適用される給水栓に加えて、原水について行う
- (2) 検査項目は、水道法で検査が義務付けられている水質基準項目と検査計画に位置付けることが望ましいとされている水質管理目標設定項目、及びお客様に供給されている水道水が安全で良質であることを確認するための必要な項目を行う
- (3) 検査頻度について

ア. 給水

法令に基づく水質基準項目のうち3項目を 毎日検査。

法令に基づく水質基準項目のうち9項目を 毎月検査。

法令に基づく水質基準項目のうち 24 項目の 月次検査 3 回。

法令に基づく 水質基準項目の51項目の 年次検査。

水質管理目標（水質基準項目のうち27項目 に基づく年次検査。

※水質管理目標は、おいしい水が提供できている事を確認する為に実施しています。

イ. 原水

法令に基づく水質基準項目の39項目の 年次検査。

指標菌：クリプトスポリジウムの年次検査

ウ. 臨時の水質検査

臨時の水質検査は、水質異常が発生したとき直ちに実施し、水質異常が終息し、給水栓水の安全性が確認されるまで、ほぼ連続的に行う。

2 水道事業の概要

甲良町上水道は、甲良町水道事務所を犬上郡甲良町呉竹76に設置、水源を深井戸4井から汲み上げ、次亜塩素酸ナトリウム注入による塩素消毒のみの浄水方法にて配水を行っています。

呉竹地区を周辺地区の利より直送配水を行なっています。その他の地区では、自然流下にて配水しています。よって、2つの配水系統があります。

区分	
給水区域	甲良町一円及びその周辺一部
給水人口(令和4年度末)	6,476人
普及率(令和4年度)	100.00%
給水戸数(令和4年度末)	2,671戸
計画一日最大給水量	7,100m ³ /日
一日最大給水量(令和4年度)	3,947m ³ /日
一日平均給水量(令和4年度)	2,696m ³ /日
浄水施設概要	消毒のみ
所在地	犬上郡甲良町呉竹76

敷地面積 (m ²)	2,772m ²
原水種類	深井戸
処理能力	7,100m ³
浄水池	300m ³

3 水道の原水及び水道水の状況

水源は、深井戸（100～150m）であるため、現在としては良好な状態を維持しており、浄水についても水質基準値を下回っており、安全で良質な水といえます。

4 検査地点

(1) 給水栓

配水管末と思われる場所を選定し、出来るだけ水の停滞しやすい場所を選定していきます。

毎日検査においても配水管末を選定し、採水します。

- (2) 毎日、毎月検査は、大字尼子地先及び、大字呉竹地先の給水栓にて採水します。
水質管理目標設定の検査は甲良町大字尼子地先の給水栓にて採水します。

(3)

5 水質検査項目と検査頻度

(1) 水質基準が適用される給水栓と原水における水質検査項目と検査頻度

ア、水質検査項目

法令に基づく水質基準項目は、給水栓 51項目、原水 39項目とする。

イ、検査頻度

- 1 水質基準項目の項目のうち、「色」「濁度」「残留塩素」の検査は毎日1回の頻度で実施します。
- 2 水質基準項目の項目のうち、「1」「2」「38」「46～51」の検査は、毎月1回の頻度で実施します。
- 3 水質基準項目の項目のうち、「1～2」「10」「21～31」「38～40」「44」「46～51」の検査は3ヶ月に1回の頻度で実施します。
- 4 水質基準項目である51項目のうち、その濃度が基準値の1/10以下の場合には3年に1回、同じく、1/5以下の場合には年に1回まで検査頻度の緩和が出来る項目についても、水質が安定し良好であることを確認するため、検査項目を減らさずに年1回の頻度で実施します。
- 5 原水の場合は、水質基準項目の項目のうち、（消毒副生成物を除く。）年1回の頻度で実施します。

(2) 水質管理目標の設定項目と検査頻度

ア、水質検査項目

水質管理目標の設定項目は、町が指定した項目の検査を実施します。

農薬類については、町が指定した項目の検査を実施します。

原水の場合は、深井戸から直接取水をしていることから、クリプトスポリジウ、対策をします。

イ、検査頻度

水質管理目標設定項目の検査頻度は、町が指定した項目のうち、1回/3年の項目もあるが水道水の安全性のために1回/年で実施します。又、クリプトスポリジウム対策として、大腸菌及び嫌気性芽胞菌を原水を毎月1回実施します。

6 水質検査方法

水質基準項目、水質管理目標設定項目、消毒副生成物、臭気物質の確認検査及びクリプトスポリジウムの指標菌検査は厚生労働大臣の登録水質検査機関に委託し、実施します。

7 臨時の水質検査

臨時の水質検査は、水質異常が発生したとき直ちに実施し、水質異常が終息し、給水栓水の安全性が確認されるまでほぼ連続的に行う。

イ 原因不明の色及び濁りに変化が生じるなど、水質が著しく悪化したとき。

ロ 水源付近、給水区域及びその周辺に消化器系感染症が流行しているとき。

ハ 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。

ニ その他特に必要があると認められるとき。

8 水質検査の公表

公表した水質検査計画に基づき水質検査を行い、その結果は、広報などで速やかに公表することとします。また、水質検査計画は、毎年作成します。

9 水質検査の制度と信頼性保証

採水、水質検査、成績書発行までの業務を国の20条機関に委託します。

国の20条登録機関であることを証する書類と、精度管理を行った評価試験結果の写しの提出を求めます。

水質検査項目(水質基準項目)

		浄水(尼子地区農村公園、呉竹地区墓地給水栓)			原水(2号～5号井水)
No.	項目名	毎月検査 9項目	4半期検査 24項目	全項目検査 51項目	全項目検査 39項目+4項目
1	一般細菌	●	●	●	●
2	大腸菌	●	●	●	●
3	カドミウム及びその化合物			●	●
4	水銀及びその化合物			●	●
5	セレン及びその化合物			●	●
6	鉛及びその化合物			●	●
7	ヒ素及びその化合物			●	●
8	六価クロム化合物			●	●
9	亜硝酸態窒素			●	●
10	シアン化物イオン及び塩化シアン		●	●	●
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素			●	●
12	フッ素及びその化合物			●	●
13	ホウ素及びその化合物			●	●
14	四塩化炭素			●	●
15	1,4-ジオキサン			●	●
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン			●	●
17	ジクロロメタン			●	●
18	テトラクロロエチレン			●	●
19	トリクロロエチレン			●	●
20	ベンゼン			●	●
21	塩素酸		●	●	
22	クロロ酢酸		●	●	
23	クロロホルム		●	●	
24	ジクロロ酢酸		●	●	
25	ジブロモクロロメタン		●	●	
26	臭素酸		●	●	
27	総トリハロメタン		●	●	
28	トリクロロ酢酸		●	●	
29	ブロモジクロロメタン		●	●	
30	ブロモホルム		●	●	
31	ホルムアルデヒド		●	●	
32	亜鉛及びその化合物			●	●
33	アルミニウム及びその化合物			●	●
34	鉄及びその化合物			●	●
35	銅及びその化合物			●	●
36	ナトリウム及びその化合物			●	●
37	マンガン及びその化合物			●	●
38	塩化物イオン	●	●	●	●
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)		●	●	●
40	蒸発残留物		●	●	●
41	陰イオン界面活性剤			●	●
42	ジェオスミン			●	●
43	2-メチルイソボルネオール			●	●
44	非イオン界面活性剤		●	●	●
45	フェノール類			●	●
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	●	●	●	●
47	pH値	●	●	●	●
48	味	●	●	●	
49	臭気	●	●	●	●
50	色度	●	●	●	●
51	濁度	●	●	●	●
	大腸菌数				●
	嫌気性芽胞菌				●
	クリプトスポリジウム				●
	ジアルジア				●

水質検査項目(水質管理目標設定項目)

	分析項目名	尼子地区農村公園給水栓
1	アンチモン及びその化合物	●
2	ウラン及びその化合物	●
3	ニッケル及びその化合物	●
削除		
5	1,2-ジクロロエタン	●
削除		
削除		
8	トルエン	●
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	●
10	亜塩素酸	●
削除		
12	二酸化塩素	●
13	ジクロロアセトニトリル	●
14	抱水クロラール	●
15	農薬類(115種)	●
16	残留塩素	●
17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	●
18	マンガン及びその化合物	●
19	遊離炭酸	●
20	1,1,1-トリクロロエタン	●
21	メチル-tert-ブチル-エーテル	●
22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	●
23	臭気強度(TON)	●
24	蒸発残留物	●
25	濁度	●
26	pH値	●
27	腐食性(ランゲリア指数)	●
28	従属栄養細菌	●
29	1, 1-ジクロロエチレン	●
30	アルミニウム及びその化合物	●
31	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	●

採水日程および検査項目

採水予定日		検査項目	
月	日	浄水 (尼子地区農村公園、 呉竹地区墓地給水栓)	原水 (2号～5号井水)
4月	8(火)	毎月検査 9項目	-
5月	13(火)	毎月検査 9項目	-
6月	10(火)	全項目検査 51項目	全項目検査 39項目 クリプトスポリジウム等4項目
7月	8(火)	毎月検査 9項目 水質管理目標設定項目(27項目)	-
8月	12(火)	毎月検査 9項目	-
9月	9(火)	4半期検査 24項目	-
10月	14(火)	毎月検査 9項目	-
11月	11(火)	毎月検査 9項目	-
12月	2(火)	4半期検査 24項目	-
1月	13(火)	毎月検査 9項目	-
2月	10(火)	毎月検査 9項目	-
3月	3(火)	4半期検査 24項目	-